3　第一項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

4　前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る前条第一項第七号に掲げる事項に関する説明書を添付しなければならない。

5　第一項の承認の基準は、法第四十三条の三の三十一第三項の規定の例による。

6　法第四十三条の三の三十一第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

（型式指定に係る変更の届出）

第百四条　指定製造者等は、第百二条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（削る）

（削る）

（削る）

第百五条　削除

第百六条　削除

（公表）

第百七条　原子力規制委員会は、型式指定若しくはその変更の承認をしたとき又は第百四条の規定による届出があったときは、その旨及び型式指定の番号を公表するものとする。

2　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定により型式指定を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。

3　前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（型式指定に係る変更の届出等）

第百四条　指定製造者等は、第百二条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2　型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定機器の製造者等でなくなったときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3　原子力規制委員会は、前項の届出があったときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4　第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（型式指定通知書等の交付）

第百五条　原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一　法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式指定を行った場合　型式設計特定機器指定通知書

二　第百三条第一項の規定による承認を行った場合　型式設計特定機器変更承認通知書

三　法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合　型式設計特定機器指定取消通知書

（品質管理の実施の記録の保存）

第百六条　指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（指定番号等の告示）

第百七条　原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一　指定の番号

二　特定機器の種類

三　特定機器の名称及び型式

四　型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

五　製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六　主たる製造工場の名称及び所在地